平成２２年（フ）第４４号
栃木県佐野市若松町510番地５
債務者　坂田　　潔
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１９３号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番１―403号
債務者　山内　瑞恵
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２６号
横浜市磯子区上中里町721番地　ルクール202号
債務者　河野　千尋
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３０号
横浜市中区寿町２丁目８番８号　ホテル山榮311号、住民票上の住所横浜市中区山下町100番地３　リレント山下町601号室
債務者　太田　隆夫
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３３号
横浜市鶴見区向井町１丁目１番地１　アネックス鶴見第２―106号室
債務者　及川　由美（旧姓雨宮）
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５号
横浜市青葉区荏田西２丁目１番地８　エル・クラウディア青葉603
債務者　小峰　ゆき
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４６号
横浜市金沢区谷津町31番地
債務者　先崎　千春
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８号
横浜市磯子区滝頭２丁目27番14号
債務者　石岡恵美子（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６３号
横浜市戸塚区前田町270番地１　ＬＳ東戸塚210号
債務者　水口　涼子（旧姓奥野）
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０５号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目１番15号
債務者　高橋　育子
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５５号
横浜市港北区綱島西４丁目４番11号　ハイム泉101号室
債務者　荒木千恵子
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会等招集及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４５６号
千葉県松戸市大橋130番地、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区松江１丁目７番３―316号
破産者　株式会社双和
代表者代表取締役　久井　良宏
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午後２時45分
平成22年３月３日　千葉地方裁判所松戸支部

債権者集会等続行期日

平成２０年（フ）第９３号
香川県高松市池田町350番地
破産者　東谷　和彦
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年５月13日午後２時30分と定める。
平成22年３月２日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２９０号
愛知県一宮市音羽２丁目２番15号
破産者　藤田　初丸
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１８４６号
神奈川県逗子市逗子２丁目６番23―603号
破産者　高田喜一郎こと　高　　宗兌
１　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
２　一般調査期日　平成22年４月19日午前11時40分
平成22年３月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６４号
仙台市太白区郡山３丁目22番18号　コーポリフレッシュ205
破産者　小幡　　隆
１　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
２　一般調査期日　平成22年６月３日午前10時15分
平成22年３月４日
仙台地方裁判所第４民事部破産係